（様式１）

**質　問　書**

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　神谷　俊一　　様

提出者　企　業　名

代表者氏名

　千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）プロポーザルに係る下記の質問について回答願います。

 記

|  |
| --- |
| 質　　問　　事　　項 |
| 項目：内容： |

（担当者連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 |  |
| 部　署　名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電 話 番 号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

* 以下の各様式の記入欄が不足する場合は、記入欄を追加し、又は別葉にするなど、適宜変更して記入すること。

（様式２－１）　単独企業用

**参　加　申　込　書**

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　神谷　俊一　　様

　「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の事業者募集に応募したいので、資料を添えて申し込みます。

１　申込者

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　 担当部署

　　 担当者職名及び氏名

電話番号

Fax番号

　　 e-mail:

２　添付書類

（１）「誓約書」（様式３）

（２）「企業概要」（様式４）

（３）「実施体制」（様式５）

**受　理　票**

　　令和　　年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 受付 |  |
| 受付時刻 | 　　時　　分 |

「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の参加申込書を受領いたしました。

千葉市保健福祉局保護課

千葉市中央区千葉港１番１号

電話（043）245‐5188

（様式２－２）　共同企業体用

**参　加　申　込　書**

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　神谷　俊一　　様

　「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の事業者募集に応募したいので、資料を添えて申し込みます。

１　申込者

（共同企業体の名称）

（代表企業）

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　 担当部署

　　 担当者職名及び氏名

電話番号

Fax番号

　　 e-mail:

２　添付書類

（１）「誓約書」（様式３）

（２）「企業概要」（様式４）

（３）「実施体制」（様式５）

（４）「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）

共同企業体協定書」（様式６）

**受　理　票**

　　令和　　年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 受付 |  |
| 受付時刻 | 　　時　　分 |

「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の参加申込書を受領いたしました。

千葉市保健福祉局保護課

千葉市中央区千葉港１番１号

電話（043）245‐5188

（様式３－１）単独企業用

**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　神谷　俊一　　様

１　申込者

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

千葉市が実施する「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の参加申込にあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しないことを誓います。

また、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、参加要件を満たしていることを誓約します。

（様式３－２）共同企業体用

**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　神谷　俊一　　様

１　申込者

（共同企業体の名称）

（共同企業体構成員）①

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

（共同企業体構成員）②

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

（共同企業体構成員）③

住所（所在地）

（〒　　 　－　　 　　）

商号又は名称及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

千葉市が実施する「千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）」の参加申込にあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しないことを誓います。

また、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、参加要件を満たしていることを誓約します。

（様式４）　単独企業・共同企業体　共用

企　　業　　概　　要

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 設立年月 |  |
| 本店所在地 |  |
| 資本金 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 事業内容 |  |
| 職員総数 |  |
| 国内営業拠点数 |  |
| 千葉市近隣の営業拠点 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 職員数 |  |
| 委託された場合の営業拠点 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 職員数 |  |
| 本事業に関わる職員が有する関連資格及び有資格者数 |  |

※共同企業体については、構成員毎に作成すること。

（様式５）

委 託 業 務 の 実 施 体 制

（１）　体制図（例示）

（業務管理者）

企業名・役職・氏名

担当業務内容

（　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

担当業務内容

（　　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

担当業務内容

（　　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

担当業務内容

（　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

担当業務内容

（　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

担当業務内容

（　　　　　　　　　）

部署名・役職・担当者名

（２）　担当予定者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 部署名（役職） | 氏名（年齢） | 担当業務内容 |
| 業務管理者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |

※本様式については、適宜加除修正して差し支えない。

（様式６）　共同企業体のみ

千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）

共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）千葉市発注に係る千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）（以下「業務」という。）の受託

（２）前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、業務の完了後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地

　商号又は名称

　所在地

　商号又は名称

　所在地

　商号又は名称

　（代表企業の名称）

第６条　企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第７条　企業体の代表企業は、第１条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者等と折衝する権限並びに契約、業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、業務の一部の再委託の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し第１条に規定する業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、第１条に規定する業務の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　店とし、共同企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　企業体は、第１条に規定する業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第12条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する運営委員会で協議の上、企業体の責任において、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する運営委員会で協議の上、企業体の責任において、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第15条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは、脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

（構成員の除名）

第15条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第１項から第２項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第16条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第１５条第２項を準用するものとする。

（代表企業の変更）

第16条の２　代表企業が脱退し若しくは除名された場合又は代表企業としての債務を果たせなくなった場合においては、従前の代表企業に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表企業とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第17条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務の履行につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に帰するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　　社は、上記のとおり千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業・美浜）共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

構 成 員　 所在地

(代表企業)　商号又は名称

　　　　 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

構 成 員　 所在地

　　　　 商号又は名称

　　　　 　　　　　　　　 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

構 成 員　 所在地

　　　　 商号又は名称

　　　　 　　　　　　　　 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

（様式７）

千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託

（自立相談支援事業・美浜）企画提案提出資料

令和　　年　　月　　日

商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

◎提出資料

　　　　　　　　企画提案書（正本）　　　　　　　　　１部

　　　　　　　　企画提案書（副本）　　　　　　　　１２部